平成２９年（フ）第２００号
静岡県焼津市惣右衛門1154番地の８
破産者　有限会社成川商店
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３２号
名古屋市南区弥次ヱ町２丁目42番地
破産者　みなみタクシー株式会社
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１５号
名古屋市西区押切１丁目10番７号
破産者　内藤商事合資会社
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１８号
神戸市灘区下河原通２丁目１番１号
破産者　有限会社エムズ・オートサービス
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５号
秋田県雄勝郡羽後町大戸字水里171番地２
破産者　株式会社三和
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４５３号
横浜市都筑区平台19―２　コーポＨＡＬ　Ａ棟１階、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区高田西５丁目27番14号
破産者　マツデン工業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９号
富山市五福1143番地１
破産者　有限会社Ｂｌｕｅ　Ｃｌｕｂ（旧商号有限会社ペットショッププラザ）
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９２号
静岡県浜松市中区高丘西２丁目２番43号
破産者　高羽精工株式会社
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
鳥取県米子市昭和町97番地７、登記簿上の住所鳥取県米子市昭和町91番地２
破産者　有限会社ナスコム
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５７号
香川県坂出市加茂町1454番地
破産者　有限会社グレイス
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３９号
福岡県久留米市天神町53番地２　天神コーポ301号、商業登記簿上の本店所在地福岡県久留米市東和町３番地３クィーンズプラザ久留米中央1003号
破産者　有限会社吾市
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３４２号
埼玉県北本市本宿８丁目38番地
破産者　田島　美記
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３４号
埼玉県戸田市上戸田２丁目27番15号（小沼コーポ101号室）
破産者　佐藤美奈子
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９７号
埼玉県上尾市大字平塚1946番地４　コスナハイツ205
破産者　土屋　千明
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５５号
神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯８番地　箱根芦之湯温泉きのくにや旅館、住民票上の住所神奈川県茅ケ崎市みずき４丁目22番１号
破産者　桜田　有央
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３８号
宮城県加美郡加美町上狼塚字東北原12番地81、破産手続開始決定時の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字館下38番地の２　エビスヤ・ビル302
破産者　佐藤　亜紀
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
仙台市青葉区川平５丁目１番22号　カナディアンハウス川平７、住民票上の住所宮城県塩竈市後楽町15番37号
破産者　高嶋　修也
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番10号　市営吉野町復興住宅３―702号、前住所宮城県石巻市駅前北通り４丁目９番19号　フォーブルえきまえきた101号
破産者　山内　里菜
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
宮城県石巻市開成１―29　仮設開成11団地11―６、住民票上の住所宮城県石巻市南浜町３丁目10番12号
破産者　大森ゆかり
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係